4. 地震直後の５分間行動マニュアル

※ 万一、大きな地震が起きたら、揺れている最中の身の安全確保と揺れが止ったあと「家族の様子の確認」「消火」「近隣の人たちの助け合い」が重要なポイントとなります。日ごろから下記の行動マニュアルを覚えておきましょう。

【地震発生0分】
- 机の下などにかくれる（身の安全）
- 火を使っていたら直ぐに消す（火事を起こさない）
- ドアや窓を開ける（脱出口の確保）

【地震発生1～2分（揺れがおさまったら）】

- 出火していたら直ちに消火（初期消火）
- 家族の様子を把握
- 避難の必要があるときは靴を履く（ガラス等の破片対策）

【地震後3分（状況に応じ屋外へ避難）】
- ガスの元栓を閉め、コンセントを抜く
- 頭を保護し、落下・転倒物に注意

【地震後5分（近隣と連携）】

- 消火作業
- 行方不明者、けが人の確認

※ この5分間の中で最も重要なのは初期消火作業です。大きな火災が起きてしまった場合を除き、自分の家からの出火をまずくいとめましょう。

※ 避難した後はラジオで正確な情報を入手しながら、近隣の人たちと協力し合って余震・火災などの二次災害に対処します。

東京都葛飾区福祉工場　編

5.　警戒レベル 【1（危険度低）➡5（危険度高）】

高

危険度

低

警戒レベル	避難行動等	避難情報等
警戒レベル **5** 命の危険 直ちに安全確保！	既に**災害が発生・切迫**している状況です。 命が危険ですので、直ちに身の安全を確保しましょう。	**緊急安全確保** （市町村が発令） ※市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。
～～～～～＜警戒レベル４までに必ず避難！＞～～～～～		
警戒レベル **4** 危険な場所から 全員避難	災害が発生する危険が高まっています。 **速やかに危険な場所から避難先へ避難**しましょう。	**避難指示** （市町村が発令） ※避難指示は、令和３年の災対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令されます。
警戒レベル **3** 危険な場所から 高齢者等は 避難	**避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者**は危険な場所から避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。	**高齢者等避難** （市町村が発令）
警戒レベル **2**	避難に備え、ハザードマップ等により、自らの**避難行動を確認**しましょう。	**洪水注意報** **大雨注意報等** （気象庁が発表）
警戒レベル **1**	災害への心構えを高めましょう。	**早期注意情報** （気象庁が発表）

政府広報 オンライン　参照

６．被災建築物応急危険度判定制度とは

被災建築物応急危険度判定制度とは、大地震により被災した建築物を被災建築物応急危険度判定士が調査して、その後に発生する余震などによる建物の倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下、エアコン室外機などの付属施設の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次災害を防止することを目的としています。

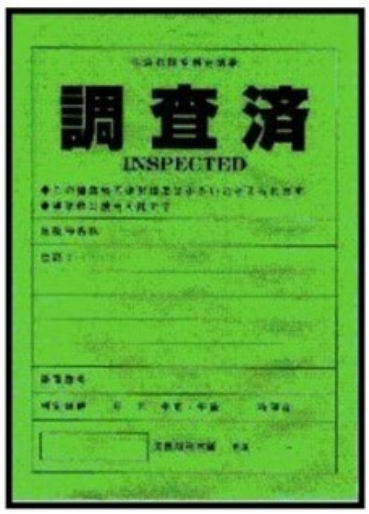

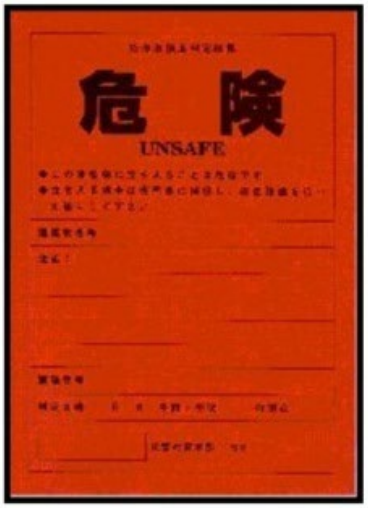

判定した結果

【調査済】➡ （緑紙） ➡ 使用可能です。
【要注意】➡ （黄紙） ➡ 立ち入る場合は十分注意して下さい。
【危険】 ➡ （赤紙） ➡ 立ち入ることは危険です。

上記、三種類の判定ステッカーのいずれかを見やすい場所に掲示し、居住者はもとより付近を通行する歩行者などに対して建築物の危険性について情報提供することとしています。（この判定結果の責任は、災害対策本部となります。）
また、これらの判定は建築の専門家が個々の建築物を直接見て回るため、被災建築物に対する不安を抱いている被災者の精神的安定にもつながります。

【被災建築物応急危険度判定士】

建築士等の建築技術者で**判定に関する都道府県の講習会を受講し登録された方を『被災建築物応急危険度判定士』といいます。**（判定士の活動時には、ヘルメット、腕章、判定士登録証等により身分を明らかにして活動します。）

※上記は、知立市の「被災建築物応急危険度判定制度」の内容の抜粋です。

7. 避難所 応急危険度判定について（地震発生直後）

（1） **地震発生**　　※　気象庁震度：６以上の場合 ➡ 自動参集

① 判定士は担当指定避難所の防災倉庫前に自動参集する。

・複数の避難所を担当する場合、判定士は避難所の一次受入可能人数や刈谷市避難所班職員の連絡により参集する。

・現地到着後、施設管理者又は避難所職員に安全確認支援のために参集した旨を報告する。

⬇

（2） **避難所判定**

① 防災備蓄倉庫の判定資機材を用いて

「応急危険度判定士業務マニュアル」 に基づき判定を行う。

⬇

（3） **結果報告**

① 施設管理者又は避難所職員へ判定調査書を提出し結果を報告する。

・報告を受けた施設管理者又は避難所職員は、災害本部へ報告する。

② 避難所に「判定ステッカー（緑・黄・赤）」を表示する。

⬇

（4） **次の避難所へ**

① 複数の避難所を割り当てられている場合は、災害対策本部の**指示**により別の避難所に向かい同様の判定を行う。

⬇

（5） **担当する全ての避難所を判定終了**

① 施設管理者を通して応急危険度判定実施本部に**「業務完了報告」**を行う。

② 通常の応急危険度判定（一般住宅等）への参集待機をする。